

第1回 淀川水系猪名川圏域河川整備計画懇談会

日時：平成23年3月23日（水）15:00～17:30

場所：川西市みつなかホール 1階 文化サロン

【事務局】 失礼します。皆さんおそろいになりましたので、定刻より若干早いですが、ただいまから第1回淀川水系猪名川圏域河川整備計画懇談会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます。宝塚土木事務所河川対策室長の 〇〇〇 です。どうかよろしく願い申し上げます。

まず、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。上から順に、まず議事次第。次に、配席表。右上に振っておりますけれども、資料-1としまして懇談会の委員名簿。資料-2としまして、設置要綱（案）。資料-3、懇談会の公開要領（案）。資料-4が、河川整備計画の策定とスケジュール。資料-5が、流域及び河川の概要。資料-6、専門用語の説明。次に、資料番号を振っておりませんが、行政関係機関、事務局出席者名簿。

以上の資料になっております。過不足等、よろしいでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、阪神北県民局宝塚土木事務所長の藤井よりごあいさつを申し上げます。

【事務局】 宝塚土木事務所長の藤井でございます。

本日は、お忙しい中、懇談会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、委員の就任をお願いいたしましたところ、快くご承諾いただきまして、あわせてお礼を申し上げます。

平成9年に河川法が改正されまして、治水、利水、環境の3つの観点から河川整備を進めることとなりました。また、計画づくりの段階から地域の方々の意見を反映させることとなりました。この猪名川におきましても、平成19年に国土交通省において策定されました淀川水系河川整備基本方針を踏まえまして、県管理区間の河川整備計画を策定するに当たりまして、このように懇談会という形で地域の皆様方のご意見を賜りながら、それを反映させて計画づくりを進めていくこととなりました。

猪名川流域は、ご存じのとおり、昭和30年代以降、大阪のベッドタウンとして急速に都市化が進行してまいっております。それに伴いまして河川改修も行ってきておりまして、現在は昭和57年に策定された猪名川流域整備計画に基づきまして治水対策を進めておる

ところでございます。しかしながら、平成に入っても兵庫県域で床上浸水が4回起きるなど、まだまだ整備が必要な状況でございます。

一方で、下流の狭窄部でありました絹延橋が昨年ようやく完成いたしまして、現在拡幅が進んでいるところでございます。平成23年度から、いよいよ上流の狭窄部であります銀橋の拡幅をはじめとしまして、本格的な河川改修に取りかかることになりまして、多田地区をはじめ、雨が降るたびに浸水におびえてきました川西市民の期待は非常に大きいものがございます。

計画づくりに当たりましては、流域の被害特性やこれまでの治水事業の経緯、歴史・風土、自然環境の特徴、河川利用の実態など、地域の特性を十分踏まえる必要があるだろうと考えております。委員の皆様方には、それぞれのお立場から活発なご意見をいただきまして、よりよい計画となりますよう、ご理解とご協力を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】 続きまして、委員及び出席者の紹介に移らせていただきます。

お手元の資料-1の委員名簿並びに配席表をごらんください。

まず、学識経験者として、水工水理学がご専門の神戸大学教授、大石委員でございます。

【大石委員】 (委員挨拶)

【事務局】 続きまして、環境・生物がご専門の兵庫県立大学自然・環境化学研究所講師、兵庫県立人と自然の博物館主任研究員の三橋委員です。

【三橋委員】 (委員挨拶)

【事務局】 続きまして、歴史・文化がご専門の川西市文化協会会長の丸橋委員でございます。

【丸橋委員】 (委員挨拶)

【事務局】 続きまして、地域住民として水利関係でご就任していただいております、川西市生産組合長会会長の尾持委員です。

【尾持委員】 (委員挨拶)

【事務局】 続きまして、河川利用でご就任していただいております、流域ネット猪名川元代表、現在書記をされております、楢原委員です。

【楢原委員】 (委員挨拶)

【事務局】 続きまして、漁業関係でご就任いただいております、猪名川水系漁業協同

組合連合会代表理事会会長の高岡委員です。

【高岡委員】 （委員挨拶）

【事務局】 続きまして、水防関係でご就任いただいております、猪名川町消防団本部副団長の前岡委員です。

【前岡委員】 （委員挨拶）

【事務局】 続きまして、自治会関係でご就任いただいております、宝塚市自治会連合会理事の中原委員です。

【中原委員】 （委員挨拶）

【事務局】 続きまして、同じく自治会関係でご就任いただいております、川西市コミュニティ協議会連合会会長の高畑委員です。

【高畑委員】 （委員挨拶）

【事務局】 続きまして、同じく自治会関係でご就任いただいております、猪名川町自治会長連絡協議会会長の坂井委員です。

【坂井委員】 （委員挨拶）

【事務局】 なお、本日、自然環境がご専門の特定非営利活動法人、野生生物を調査研究する会副理事長、川西市教育委員会事務局教育振興部長の牛尾委員、水防関係でご就任いただいております川西市消防団本部消防団長の水口委員、並びに自治会関係でご就任いただいております伊丹市自治連合会会長の吉田委員のご3名につきましてはご欠席となっております。本日、10名の委員にご出席いただいております。

次に、行政関係機関出席者としまして、資料番号を振っておりませんが、関係行政機関、事務局出席者名簿に記載しておりますとおり、本日、国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所及び流域の3市1町並びに県の関係部署より出席をしていただいております。また、事務局としまして、同じく名簿に記載しておりますとおりの職員で事務局を運営させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日、第1回目の懇談会ということで、議事3の委員長の選出までは私のほうで進行を務めさせていただきます。

まず、議事1の懇談会設置要綱について、事務局よりご説明させていただきます。資料-2をごらんください。

【事務局】 では、事務局のほうから設置要綱についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の資料 - 2、順次読ませていただきます。

(設置)

第1条 河川法第16条の2第3項及び第4項に規定する趣旨に基づき、兵庫県阪神北
県民局長(以下「県民局長」という。)が、「淀川水系猪名川圏域河川整備計画懇談会」(以
下「懇談会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 懇談会は、淀川水系猪名川圏域河川整備計画を策定するに当たり、同河川整備
計画原案について意見を述べることを目的とする。

(検討事項)

第3条 懇談会は、兵庫県が管理する淀川水系猪名川圏域の河川とその流域に関して、
次に挙げる事項について検討する。

(1) 総合的な治水に関すること。

(2) 河川整備計画の目標に関すること。

(3) 河川の整備の実施に関すること。

(組織)

第4条 懇談会は、別表に挙げる委員をもって構成する。

2 委員は、県民局長が委嘱する。

3 委員の任期は、第1回懇談会の開催日から1年間とする。

(委員の義務)

第5条 委員は、職務上の地位を政党または政治的目的、営利目的もしくは宗教的目的
のために利用してはならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(委員長)

第6条 懇談会には委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、委員を代表し懇談会の会務を総括する。

3 委員長が不在のときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議運営)

第7条 懇談会は、委員長が招集する。

2 委員長は懇談会の議長となり、会議を運営する。

3 懇談会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。

4 懇談会の意思決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付するものとする。

5 委員長は必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の人の同席を求め、意見を聞くことができる。

6 河川管理者及び行政関係者は、懇談会の審議に必要な資料提供や説明を行う。また、委員長の許可を得て、みずから発言することができる。

(情報公開)

第8条 懇談会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法は懇談会で定める。

2 県民局長は、前項で定められた内容に従って情報公開する。

(謝金)

第9条 委員が懇談会の職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第10条 委員が懇談会の職務を行うために会議に出席し、または旅行したときは、別に定めるところにより旅費を支給する。

(事務局)

第11条 懇談会の事務局は、兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所に置き、懇談会の運営に関する庶務を行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関して必要な事項は、委員長が懇談会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年 月 日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、委員の任期とともにその効力を失う。

別表としまして、委員名簿を載せてございます。

以上でございます。

【事務局】 説明は以上でございますけども、ご意見、ご質問等あれば、よろしくお願い申し上げます。

【委員】 第5条の2の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないということ、具体的にどんなことがあるんでしょうか。これがもし公開されるものであれば、そういうことはないというふうに理解してよろしいでしょうか。

【事務局】 基本的に、先ほど公開を前提ということをお話しさせていただいていますので、会議の資料等、委員会にお諮りして、公開できるものについてはすべて公開すると。その中で、やはり何か個人的な情報ですとか、貴重種で、それを出すことによって乱獲というんでしょうか、例えばそういうような非公開のほうがいいんじゃないかということについては資料を公開せずに、それについても皆さんは心のうちに秘めていただいと、そういう趣旨でございます。

【事務局】 ほかにご質問、ご意見等、ございませんでしょうか。

ないようですので、この要綱をご承認いただけるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、(案)を取らせていただきまして、附則の施行期日を本日、平成23年3月23日とさせていただきます。

なお、要綱の第7条の会議運営の第3項で、懇談会は過半数の出席をもって成立するとあります。本日、冒頭にご説明させていただきましたとおり、13名中10名の委員にご出席いただいておりますので、本懇談会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、議事の2、懇談会公開要領について、進めさせていただきます。

今見ていただきました設置要綱第8条、情報公開の第1項に、懇談会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法は懇談会で定めるとなっております。これにつきまして、事務局のほうで案をつくっておりますので、事務局から説明させていただきます。

【事務局】 引き続きまして、公開要領(案)につきましてご説明させていただきます。座って説明します。

順次、また読ませていただきます。

(目的)

第1条 この要領は、淀川水系猪名川圏域河川整備計画懇談会設置要綱第8条の規定に基づき、懇談会の情報公開に必要な事項を定めるものである。

(懇談会の開催の周知)

第2条 懇談会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として懇談会開催日の1週間前までに、一定の方法により周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合は、速やかに周知するものとする。

2 周知の内容は、懇談会の名称、日時、場所、傍聴手続、その他必要な事項とする。

(懇談会の公開)

第3条 懇談会は、原則として公開するものとする。ただし、懇談会が非公開と決定したときはこの限りではない。

(議事録等の作成と公表)

第4条 懇談会開催ごとに議事録を作成する。

2 議事録(発言者を特定しない)及び会議資料(以下「議事録等」という。)について、原則公開とするものとする。ただし、懇談会が非公開とする決定をしたものはこの限りではない。

(公表方法)

第5条 懇談会の議事録等の公表方法は、以下のとおりとする。

(1) 兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所において閲覧に供する。

(2) 兵庫県阪神北県民局のホームページに掲載する。

(傍聴)

第6条 懇談会の傍聴については、以下のとおりとする。

(1) 傍聴の定員は、会場等の都合により、その都度定員を設定する。

(2) 傍聴人の選定は、先着受け付け順とする。受け付けは、開始時間前に会場入り口前で行うことを原則とする。

(3) 傍聴人の発言は、審議終了後に原則として認める。ただし、委員長が不許可とする判断をした場合はこの限りではない。

(4) 懇談会の妨げになる物品を携帯している者、また、懇談会を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者は傍聴席に入ることができない。

(5) 傍聴者がみだりに傍聴席を離れたり、懇談会の秩序を乱すおそれのある行為を行った場合は委員長が退場を命じる。

附則

(施行期日)

この要領は平成23年 月 日から施行する。

(要領の失効)

この要領は、懇談会の解散とともにその効力を失う。

以上でございます。

【事務局】 ご質問なりご意見をいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 そうしましたら、この要領でご承認いただいたということで、(案)を取らせていただきまして、附則、施行期日に本日、23年3月23日を入れさせていただきます。

それでは、早速、本日、第1回の懇談会の公開について、お諮りをいたします。

まず、事務局より、公開要領第2条、懇談会の開催の周知に基づく本日の開催の周知状況の説明、並びに第1回懇談会の公開についての事務局の考え方を説明いたします。

【事務局】 事務局のほうから説明させていただきます。また座って説明をします。

お手元には資料はございませんが、先ほど公開要領で申しました第2条の第1項に、原則として懇談会開催日の1週間前までに一定の方法により周知するとございます。これに基づきまして、きょうは23日で、1週間前は17日、それに先立つ3月16日に、この第1回懇談会の開催についてということで記者発表をさせていただきますとともに、阪神北泉民局のホームページに掲載をさせていただいたところでございます。

その中で、広く一般の方にもご関心を持っていただくため、懇談会の冒頭で委員の了承を得た後、懇談会を公開する予定ですと。傍聴希望者は、当日会場にて15時から先着順30名で受け付けを行い、15時30分から入室いただく予定ですということをご周知させていただきました。

以上でございます。

【事務局】 あと、きょうの公開。

【事務局】 それで、本日懇談会の公開についてですが、公開要領第3条の公開の原則に基づき、公開で実施することが適切であると考えてございます。

以上でございます。

【事務局】 今、事務局より説明がありました。第1回、本日の懇談会、公開で開催させていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、公開とさせていただきます。委員長選出後、若干休憩をとらせていただいて、その時点でマスコミの方、一般の傍聴の方がおられましたら入っていただくようにします。

続きまして、議事の3に入らせていただきます。委員長の選出につきまして、要綱第6条第1項に基づき選出を行います。要綱では、委員長は委員の互選により定めるといことになっておりますので、委員の皆様の方でご推薦等ありましたらお願いいたします。

【委員】 昨今の兵庫県の災害等、被災、千種川、円山川等、受けておまして、河川の治水対策というのは川づくりの最も基本となる部分ですので、河川工学を専門にされる大石先生が委員長としてふさわしいと思いますので、私からは大石先生を推薦させていただきたいと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

ほかに推薦等、ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【事務局】 ないようですので、今、 からご推薦のありました大石委員に本懇談会の委員長をお願いするということで進めたいと思います。大石委員、よろしく願い申し上げます。

それでは、ここで、まだ始まって時間、さほど経過してないんですけど、ちょっと10分弱ほど休憩をとらせていただいて、議事4から再開させていただきたいと思います。

(休憩)

【事務局】 それでは、懇談会を再開させていただきます。

まず、大石委員長からごあいさつをいただきたいと思います。大石委員長、よろしくお願い申し上げます。

【委員長】 皆様、はじめまして。神戸大学の大石と申します。

今回、懇談会の委員長ということで大役を仰せつかりましたけれども、力の及ぶ限り頑張っていきたいと思いますので、皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

私は、水工水理学、河川工学というものを担当しておまして、専門の関係上、どちらかという治水に偏りがちなことがあるかと思っておりますけれども、こちらにおられる皆様方の中には生態学あるいは地域のコミュニティといったことをご専門にされている方もございますので、皆様と意見を戦わせながらよりよい猪名川をつくっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、大石委員長のほうで議事進行をよろしく願いいたします。

【委員長】 それでは、早速、進めさせていただきます。

4) 河川の整備計画の策定とスケジュールということで、こちらは事務局のほうにご説明いただきたいと思います。資料番号は4番になるかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

【事務局】 そうしましたら、事務局のほうから資料 - 4 に従いまして、河川整備計画の策定とスケジュールについて説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。

お手元に資料がありますとともに、プロジェクターにも映させていただきます。また、一般の傍聴の方におかれましても、右手のほうにスクリーンを用意してございますのでご参照くださいませ。

まず、河川計画を立てるにつきましては、河川法に基づいて計画を立てていくということでございます。この河川法の考え方の推移ということで、我が国での河川制度というのは明治29年に近代の河川法が誕生しました。このときには主に水害から守るということで、治水というものをメインに考えられておりました。それから、昭和39年に、治水に加えて工業用水ですとか上水等の利水というものの考え方が入ってきました。さらに、平成9年には、治水・利水に加えまして環境というものが入ってきました。河川環境の整備、それともう1つは地域の意見を反映した河川整備計画と、こういう流れが今現在、来ているところでございます。

次のページにまいりますが、この平成9年の大きな河川法の改正に伴いまして、2つの大きな計画を立てることになりました。1つは左手にあります河川整備基本方針、もう1つは右側にございます河川整備計画というものでございます。

左側の河川整備基本方針についてなんですが、長期的な基本計画でございます。策定の内容につきましては、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、水系ごとに長期的な河川整備の基本方針を定めるものとしております。策定の方法としましては、淀川水系においては社会資本整備審議会、国の中にあります機関ですが、そういうところでご審議をされ、あるいは一般の方からパブリックコメントをいただいて策定されるものでございます。

右側の河川整備計画は、それからさらに短い期間、今後20年から30年の具体的・段

階的な計画を立てるものでございまして、その策定内容は、左側の基本方針に沿って計画的に河川整備を進める区間、河川工事、河川維持、河川環境の整備と保全等に対しまして具体的な計画を定めるものとしております。その策定の方法としまして、懇談会等による学識経験者の方々や関係住民の方々のご意見を反映するという事になってございます。

もう少し詳しく見ていきますが、左手のほうに河川整備基本方針の策定がございまして。この手続に着手しますと、基本方針につきましては、一番下に書いているんですが、既に国土交通省のほうで平成19年8月に策定されております。少し繰り返しになりますが、社会資本整備審議会の検討小委員会で7回ほど開催されてご意見をいただき、あるいは県等の関係機関からの意見等々で、平成19年8月に策定されております。

その基本方針を受けまして、今回、皆さんとともに仕上げていこうとしているのが河川整備計画でございまして。私ども行政のほうで最初に素案を作成しまして、その素案に対しまして皆様、この懇談会におきまして学識経験の方とか関係住民の方々からご意見をいただき、そのご意見を反映したもので原案を作成しまして、その原案に対して関係する市町である、伊丹市、川西市、宝塚市、猪名川町の町長のご意見をいただく。いただいたものを国土交通省に提出しまして、そのうち河川整備計画というものが決定するものでございまして。この猪名川圏域におきましては、兵庫県が河川整備計画を策定することになってございまして。

それが、ちょっとかたいお話なんですけども、河川法に書かれているというところを少し示しております。字が小さくて恐縮なんですけども、河川法16条の2の第1項目に、河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画、以下「河川計画」といいますが、これを定めておかなければならないというふうなうたわれてございまして。

少し飛んで、第3項なんですけども、河川管理者は、これは私ども兵庫県のことなんですけども、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認められるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。さらに第4項では、河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。このようなことが規定されてございまして、本日、皆様にお集まりいただいて、この河川整備計画の策定を進めていきたいと考えているところでございまして。

右側にまいりまして、河川整備計画にかかわる事項ということで、1つは河川整備の目

標、河川整備計画の対象区間ですとか対象期間。洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標。3つ目として、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標。4つ目としまして、河川環境の整備と保全に関する目標。大きい2つ目として、河川整備の実施に関する項目として、1つ目は河川工事の目的、種類及び施行の場所を定めます。当該工事による主要な河川管理施設の機能。3つ目として、河川の維持の目的、種類、施行の場所。こういうものを河川整備計画の中で決めていこうとするものでございます。

少し走っているんですけども、この懇談会のスケジュールをお示しさせていただきます。

本日、第1回目ということで、懇談会の設立、あるいは概要説明をさせていただきます。その後、年度をまたぐんですが、第2回目としまして6月ごろに現地視察、あるいは現状の説明をさせていただければと思っております。そして、第3回目、あとは2カ月置きぐらいなんですが、8月ごろに私どものほうで整備計画の素案をご提示させていただければと思っております。そして、第4回目、10月ごろですが、第3回目で素案に対してご意見をいただいたものを踏まえた原案のご説明。その原案に対して、またご意見をいただければ第5回目、12月ごろに整備計画の修正原案のご説明と、計5回、12月を目標に進めていければと思っております。

以上が、河川整備計画の策定とスケジュールの説明でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、今、事務局からご説明いただきました河川整備計画の策定、それからスケジュールについて、何かご質問やご意見等、あればいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ご質問等、ございますでしょうか。簡単なことでも結構ですけども、言葉が難しいとか。いいですか。

それでは、一応この場では、これについては理解させていただいたということにさせていただきます。次の議事のほうに移らせていただきたいと思いますのですが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 そうでしたら、ちょっと今度は長くなりますので力を入れて、流域及び河川の概要について、資料-5をベースにして事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【事務局】 そうでしたら、資料-5に基づきまして、流域及び河川の概要について

ご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の資料 - 5 と、資料 - 6 としまして専門用語の説明、すべて網羅されているかどうかはあるんですけども、ご説明する内容について少し用語集ということをつくってございますので、それも参考にござらんいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

資料 - 5 の 1 枚めくっていただきまして、目次でございます。

きょうお話しさせていただく内容ですが、1 番目としまして対象河川と流域、2 番目に流域の自然環境、3 番目に流域の社会環境。4 番目に河川の概要として、1 つ目、災害の概要、2 つ目、河川の現状、3 つ目、下水道の現状、4 つ目、内水面漁業の現状、5 つ目、河川水質、6 つ目、河川の生物。そして、最後に地域の取り組みという、大きく 5 つについてご説明させていただきます。

最初に、対象河川と流域としまして、先ほど来、この懇談会の名称を淀川水系猪名川圏域河川整備計画懇談会と申しています。猪名川につきましては、大きくは滋賀県の琵琶湖から大阪湾まで流れます淀川の支川としまして猪名川がございます。琵琶湖から大阪湾に至る白の縁取りをされているところが淀川水系でございます。このエリアに降った雨が淀川に流れるということでございます。淀川から少し分かれて神崎川があるんですが、神崎川のさらに分かれて猪名川がございます。淀川は、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、2 府 4 県にまたがってございまして、猪名川圏域といえますのは淀川水系の下流部に位置していると。全体の位置はこちらにございましてというところでございます。

次のページにまいります。

もう少し細かく見るんですが、淀川水系の中でも、これが猪名川でございます。青いラインです。この下に神崎川で、猪名川は神崎川から分かれているということで、神崎川の流域の中に猪名川が入っているということで、大きな枠の中が神崎川の流域でございます。その中に、赤い縁取りしたところが猪名川の流域でございます。流域面積は 3 8 3 平方キロ、流域内の人口は 6 5 万人でございます。

少し細かいので、ちょっときょうはお手元にはお渡ししてないですけども、事前にご説明した資料の中で、もう少し猪名川のエリアを詳しく見させていただきますが、猪名川につきましては、先ほどご説明のとおり、上流は猪名川町から川西市、それで一部、最明寺川の上流域で宝塚市域。

それと、下流に回りまして、支川ですが、伊丹市域に駄六川ですとか空港川というもの

がございます。この色分けしているのは、青いところは兵庫県が管理しております。川西市の滝山あたり、前川という支川があるんですが、その合流点から下流、神崎川までについては緑で示しているんですが、これは国の管理区間でございます。ただし、支川については県が管理しています。駄六川ですとか空港川、あるいは箕面川、内川という支川は県が管理してございます。

少し上流へ回りますと、ちょっとわかりづらいんですけども、銀橋から下流、小戸に至りましては、ちょうど猪名川を挟んで東側と西側で大阪府と兵庫県と、府県境がございまして、銀橋の少し下流から上流は川西市域、要は兵庫県のほうになります。そういうふうな地理的な条件がございまして。

それと、川西から猪名川町にかけての一庫ダムなんですが、緑色で示しますように、こちら直轄区間ということで、県ではなくて国のほうの管理になってございます。ただし、一部、一庫大路次川ですとか野間川、ダムの上流の支川については県が管理してございます。この青い、県が管理している猪名川の本川並びに支川について、今回、河川整備の計画を立てていこうとするものでございます。

次にまいりまして、対象河川と流域でございまして。先ほど来、お話ししております猪名川圏域の河川ですけれども、猪名川本川、それから上流から申しますと、猪名川町域の槻並川、阿古谷川、原川、それから野尻川、このあたりが猪名川町で、一庫大路次川、野間川、初谷川、芋生川、矢問川、塩川、前川、最明寺川、寺畑前川、このあたりが川西市内。先ほど申しました、最明寺川の上流が一部、川西市内。あと、内川、箕面川、駄六川、空港川が伊丹市という、全部で18河川からなっております。それと、圏域は、先ほど申しました、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町の3市1町にまたがっております。

次に、流域の自然環境でございまして。

これもなかなかわかりづらい絵なんですけれども、流域の地形は、大きく外回りは、これが猪名川の流域なんですけれども、上半分については北摂山地と、南側半分の北摂平野に分かれております。その境界は、このあたりを箕面断層による崖線と鼓ヶ滝の狭窄部がございまして。山地部分については、丹波・北摂山地、それと猪名川丘陵、あるいは多田盆地、窪地、谷底低地に分けられます。山相は、全体的に穏やかでございまして。

一方、南のほうの平地部なんですけれども、池田・豊中段丘、伊丹段丘、猪名川低地に分けられます。猪名川周辺は、約40平方キロメートルのはん濫原が広がっておりまして、その周辺に扇状地と呼ばれる地形が形成されてございます。

今言いました段丘ですとか扇状地とかいう言葉、わかりづらいかもしれません。その辺が用語集に少し、3ページとかに書いてございますので、またいろいろらんいただければと思います。

次に、地質でございますが、流域の地質も、これもなかなか難しい言葉がいっぱい並んでいて恐縮なんですけど、古生層、紫色のところなんですけども、それと少し紫色がかかったところが酸性火砕岩、有馬層群です。それと、緑のところ、花崗岩類。それと、真ん中辺の濃い赤のところ、これが大阪層で、この西側については流域の境目を縁取って紫色の酸性火砕岩が分布してしまっていて、東側は隆起に沿って緑色の花崗岩類が分布してございます。先ほど申しました紫色の古生層が中央部に広がっておりまして、猪名川の流域沿いには大阪層群、赤色のものが広がっているところなんです。さらに、黄色のところについては、段丘れき層ということで、この辺に広がっております。あと、白いところは沖積層と申しまして、比較的新しい地層でございます。

次のページにまいりますけど、流域の気候でございます。猪名川圏域につきましては、瀬戸内海性気候に属しまして、晴天が多く気温は温暖でございます。平野部の年降水量は約1,300ミリ、全国平均が1,700ミリなんですけど、それよりもやや少ないと。平均気温も全国平均13.7度に対しまして、豊中では15.8度ということで、やや全国平均から比べて温暖でございます。一方、山地の能勢のほうなんですけども、そちらの年降水量は1,400ミリと、これもやや全国平均から比べると少ない。それと、平均の気温も13.2度と、これは全国平均並みということになってございます。

次に、流域の植生でございます。これもちょっと色がわかりづらいかもしれないですけども、猪名川の圏域はこちらになるんですけど、流域内にはススキ、ヨシクラス。ここでクラスとかいうのは、ここにコメントが書いてあるんですけども、植生の群落体系というのでいろいろ呼び方がありまして、大きいくくりがクラス、その下にオーダー、そのもう一つ下に群団、もう一つ下に群集と、そういうふうに分類をされるそうございまして、ここでヨシクラスというのはヨシの大きなグループということでございます。そういうものが構成されております。あるいは、アカマツ、コナラなどの大木により形成されてございます。それと、尾根部につきましては、アカマツ・モチツツジの群集、あるいは中腹以下ではコナラ、スギ・ヒノキの群落などがございます。猪名川沿いにはヨシのグループが形成されているということでございます。

次に、3番目としまして、流域の社会環境でございます。

まず、人口なんですが、猪名川流域内におきましては、これは大阪府の豊中、それと兵庫県の尼崎、伊丹、あるいは川西、宝塚、さらに大阪府域の豊能とか、その辺を含めた全体的話なんですけども、昭和30年には約70万人でしたが、それが20年後の昭和50年には160万人と、約2倍に増えてございます。要は、急激に人口が増えているということで、大規模な宅地開発に伴い流域の人口が増えていると。しかしながら、60年以降はほぼ横ばいということで、安定傾向になっているということがわかつて思います。

次のページは、関係します3市1町について、もう少し詳しく見た資料でございます。大きな流れとしましては、やはり昭和30年代から40年、50年にかけて右肩上がりが増えてございます。猪名川町は横ばいなんですけど、増加傾向にあるのは変わりございません。やはり60年代から後半については、ほぼ横ばいという状況でございます。先ほど、大阪府を含んだ流域内では30年から40年、50年にかけて2倍という、ここでも同じことが言えるということでございます。

次に、土地利用についてでございます。これも少し色がわかりづらいかもしれませんが、濃い緑のところは山地、それと濃い青色が農地、黄色がゴルフ場、赤が市街地となっております。左から昭和22年、36年、60年、平成10年とあるんですが、赤色の市街地がどんどん増えているのがよくわかつて思います。それをちょっと棒グラフにしたのが下の図でございますが、赤色の市街地がどんどん増えている。それに伴って、当然山地が減った分、市街地が増えているということで、先ほどの人口が急増しているということがこれでも裏づけられているというところでございます。

次に、土地利用、川西市域なんですが、航空写真がございましたので、それをつけてございます。左のほうが多田神社があるところで、右のほうに、これが銀橋のあたりです。このあたりを見ますと、一番上が昭和23年、猪名川の周りではまだ農地がたくさんございました。それから、2つ目の写真が昭和38年ですが、銀橋の北側では、もしくはこの辺はダイハツさんでしょうか、工場なり宅地開発が進んでございました。3つ目の平成8年については、さらに都市化が進んでいるのが、住宅がどんどん増えていっているのがこの写真でもよくわかるかと思っております。それから、平成17年については大きな開発はありませんが、やはり田んぼが消えて宅地化されてというのは多少見えているところでございます。

次に、産業についてでございます。これは、ちょっと色分けもなかなか見づらくて申しわけないんですけども、黄色は建設業、それと青い濃い色が製造業で、オレンジ色が運輸・

通信業で、緑が卸売・小売業。少し青い濃いのが金融・保険業、ピンクは不動産業で、大きい部分を占める紫がサービス業で赤は公務ということで、これをごらんいただきますと、濃い青のところは、一番上が昭和61年、平成3年、8年、13年とありますが、だんだん減ってきているのがわかります。製造業が減っている。それに対して、紫のサービス業が増えているということで、この流域内ではサービス業に従事する方が増えているというのがございます。

次に、歴史及び文化についてでございます。これもちょっと字が小さくて申しわけございませんが、3市1町の中の国の指定を受けた重要文化財ですとか有形文化財、あるいは史跡名勝記念物、県指定の有形文化財、天然記念物等の分布及び一覧表を掲載してございます。

次のページに、その中からピックアップをしましてお示しをさせていただいております。これは、主に猪名川町域なんですけど、姫ヶ淵という淵がございまして、戸隠神社、あるいは、まさしく猪名川にあります屏風岩、こういうものが文化財なり史跡等でございます。

さらに、少し南へ下がるんですけども、主に川西市域になりますけど、有名な多田神社ですとか鼓ヶ滝、あるいは銭取岩、満願寺等が猪名川の流域にございます。観光客等々、たくさん来られて賑わっているところでございます。こういう歴史なり文化財が流域に多くあるということも猪名川の大きな特徴ではないかと思っております。

次に、交通ということで、これもちょっと字が小さくて恐縮なんですけど、猪名川の圏域はこのあたりですけども、主に南のほうでJRの福知山線、あるいは阪急の宝塚線が東西に走っています。能勢電鉄が川西市を南北に走っています。道路につきましては、国道が171号、川西・宝塚市域で国道176号、川西市域で173号が通っております。県道については、東西方向に325号、324号、あるいは南北方向に12号、川西篠山線などが通っております。高速交通としまして、これもちょっと南のほうなんですけども、名神高速道路、少し北へ行まして中国自動車道、伊丹市域には大阪国際空港がございませぬ。

次に、河川の概要でございます。

1番目に災害の概要ですが、流域内で起こりました主な災害を挙げてございます。大きいものと、これも字が小さくて恐縮なんですけど、一番上は昭和13年の阪神大水害。主に阪神間での被害が大きかったところですが、流域内においても被害があったところでございます。次に、4番目に、昭和42年7月の梅雨前線でも大きな被害がございました。

43年、47年、次に昭和58年9月の台風10号においても大きな被害がございました。平成に入りまして、平成元年9月、平成6年9月。この平成6年9月は伊丹豪雨で、伊丹空港が浸かったということは少し記憶に新しいところではないでしょうか。あるいは、平成9年7月、8月、平成11年で、ごく最近では平成16年10月の23号台風がございました。

23号台風のところで、被害の床上・床下浸水の戸数が入ってないんですけども、この表は水害統計というものから参考で調べさせていただきまして、各市町の状況をまだ把握していませんので、この辺は2回目以降の懇談会でご報告させていただければと思っております。

次のページに、主に大きな災害について、少し詳しく触れてございます。昭和42年7月の豪雨なんですけども、この図の赤く示したところが浸水区域でございます。台風7号崩れの低気圧に刺激されて、西日本に停滞していた梅雨前線が7月9日の朝から活発な活動を始めて、猪名川流域では最大日雨量179ミリ、最大時間雨量33ミリの降雨でございました。床上浸水1,462戸、浸水面積が585ヘクタールという大きな被害でございます。ここで載っている写真は、川西市の寺畑付近の新興住宅地が浸水した写真でございます。

次のページにまいりまして、昭和58年9月なんですけども、同じく赤で示したところが浸水区域ですが、銀橋、多田桜木付近です。台風10号が西日本に停滞している秋雨前線を刺激して、猪名川流域では最大日雨量135ミリ、最大時間雨量30ミリの降雨でございました。床上浸水2戸、床下浸水82戸、浸水面積は12.5ヘクタールということで、この写真は、ダイエーの前の多田桜木1丁目付近の浸水状況の写真でございます。これで見ると、床上2戸といいながら結構な水深があるようにこの写真では見受けられますが、このような浸水がございました。もしかしたら58年のとき、皆様のお宅では1メートル以上、浸かったところもあったかもしれません。

次に、平成16年、最近のことですけども、10月の台風23号です。これにつきましては、県下でも豊岡ですとか洲本、淡路と同じで大きな災害があったものでございます。猪名川流域においては、台風が西日本に上陸した10月20日は、九州地方から関東地方にかけて多くの地点でこれまでの日降水量の記録を上回る大雨となりました。流域では、最大日雨量138ミリ、最大時間雨量24ミリの降雨をもたらされております。浸水エリアは少ないんですけども、右下の写真は川西市の多田大橋から下流を見たところでござい

ます。ちょっとわかりづらいですけども、こちらに県道12号の川西篠山線が流れて、道路がひたひたまで浸かった写真でございます。この橋は、多田大橋の旧橋で、今は使われていない橋ですけども、それもひたひたまで浸かっている状況でございます。

次に、「4.2」としまして、河川の現状でございます。

猪名川流域の現状としまして、いろいろお話はあるんですけども、ダムが2基ございます。もう既にでき上がったものでございます。1つは、川西市・猪名川町域にあります一庫ダムです。もう1つは、大阪府域ですけども、箕面川ダムでございます。少し諸元を申しますと、一庫ダムについては利用目的として洪水調節、上水道、不特定の利水。管理者は、独立行政法人の水資源機構です。ダムの形式は重力式コンクリートダムで、ダムの高さは75メートル、湛水面積は140ヘクタールで、1983年に竣工されています。

もう1つの箕面川ダムですけども、利用目的は洪水調節、あるいは不特定利水でございます。管理者は大阪府、ロックフィルダムで高さが47メートル、湛水面積は14ヘクタール、竣工は同じく1983年になってございます。これは、2つとも既にでき上がったダムでございます。私どもの猪名川圏域で考えるときには、一庫ダムのことも加味しながら考えなければいけないというところでございます。

続きまして、河川の概要、猪名川の圏域でございます。これから考えます猪名川の圏域では、過年度より河川改修というものがなされてきました。その河川改修の経緯等を少しまとめてございます。

昭和40年代からのものでございますが、からいきますと、猪名川の総合治水対策特定河川事業ということで、昭和59年から銀橋から多田大橋の間で整備を進めております。この総合治水対策という言葉は、先ほど私どもの所長から、猪名川の河川の整備というのは猪名川流域整備計画という、昭和57年にできました国、県、あるいは市町と、川だけで洪水から守るのではなくて、流域が一体となって治水なりに向かっていくということで、昨今、武庫川でも総合治水ということを言われておりますけども、猪名川においても河川対策、流域対策、被害軽減対策、そういう3本柱の総合治水というものが既に進められているところでございます。

2番目に一庫大路次川についても、昭和54年から総合治水対策ということで整備が進められております。3番目に、2番目の区間の一部なんですけども、河川局部改良事業ということで改修がなされました。あるいは、4番、5番では、猪名川町域ですけども、阿古谷川で48年なり51年に、災害に絡みまして改修事業がなされました。6番、7番、

これも猪名川町域ですけども、47年の災害、あるいは槻並川については52年から平成5年までに河川改修がなされました。

寺畑前川なんですけども、これは比較的新しい改修なんですけど、平成7年、9年ぐらいに大きな雨がございまして、浸水がよく起こるエリアでございましたので、そのエリアについて川だけでは水を流すことができないということで、一時的に降った雨を貯留する調節池というものをつくる工事を行いまして、平成20年度に、これは予算年度ですけども、完成をしたところでございます。さらに、9番、10番、これは伊丹市域なんですけども、内川で局部改良事業、あるいは駄六川で総合対策事業というものがなされてきました。

次に、河川の概要として、猪名川の縦断図をつけてございます。これは現在、黒いラインが猪名川の川底の高さを示してございます。比較的勾配がきつい川というふうにごらんいただければと思います。下のほうに色分けをしているのが、川沿いが宅地なのか、あるいは農地がついているのか、山づけになっているのかということを示してございます。さらに、上流域に行きますと、勾配が立ち上がっているのが、川が急峻になっているということを示してございます。

さらに進みますが、先ほど猪名川で総合治水対策事業が入っていますというお話をさせていただきました。その少し詳しい範囲を示しているのがこの図でございます。銀橋の下流から多田大橋までの間について、今現在、整備を進めているところでございます。

次のページにまいりますけど、その銀橋から多田大橋の間の河川の縦断図を示してございます。少しぎざぎざがありますけども、一番下の黒いラインが一番深いところの河床の最深河床高で、上に書いています、見にくいですけど、青のラインなり緑のラインが現在の堤防の護岸の高さで、赤いラインがHWL（ハイウォーターレベル、計画高水位）と、今現在の計画で決めています河川の水位でございます。それから、青なり緑のラインが高いところは改修なりが済んでいるんですけども、それより低いところはまだ改修がなされていない、要は改修が必要な箇所というところでございます。

次のページは、銀橋から多田大橋の間について、少し写真でもって示しております。下流から右下は小戸井堰なんですけども、お話によると、ここでは以前は水浴場として使われていたと聞いてございます。流況としましては、河畔林といいますか、河川沿いに緑が多い川になってございます。

次のページは一庫大路次川ですが、これも川西市域で恐縮なんですけども、文殊橋の少

し下流から能勢電鉄がございませう一庫新橋の間を今現在、改修してあります。

次のページが縦断図ですが、緑と青が少し飛び出しているのは、山づけになっているのでこういう高い値が出てございませう。これは、今現在の河川の計画の水位からすれば大体護岸ができ上がっているので、ほぼ改修が済んでいるというところではございませう。

次のページは、一庫大路次川の現在の写真をつけてございませう。こちらにつきましても、両サイドに緑が多い河川になってございませう。

次に、「4.3」としまして、下水道の現状ではございませう。

対象となります3市1町につきましてもは、その下に下水道の普及率を書いてございませうが、98%以上超えるという高い下水道の普及率になってございませう。次のページに、その整備区域図がございませうが、オレンジ色で示しているところが猪名川の右岸流域下水道ということで、ほとんどのこの範囲に入るところではございませう。

次に、「4.4」としまして、内水面漁業の現状ではございませう。

猪名川につきましてもは、猪名川町から伊丹エリアまで至りまして4つの漁業協同組合がございまして、その全体として猪名川水系漁業組合連合会がございまして、委員にご出席をいただいているところではございませう。それぞれ対象の魚種等が決められているところでございませう。

続きまして、「4.5」ということで、河川の水質ではございませう。

流域内で水質について、オレンジ色で示している環境基準地点というのが銀橋を含めて4カ所ではございませう。それと、補助地点として3カ所、それから猪名川町の観測箇所が8カ所ほどではございませう。こういうところで水質が監視されてございませう。

次のページに、水質の状況をちょっと見ますと、右上にエリアが入っていて、利倉橋付近が緑のラインでD類型ということで、少し水質が悪いと。それから、当然といいますが、上流に行きますとどんどん水質がよくなっていると。一番上流の銀橋あるいはゴルフ場のところではA類型、これも類型ってあるんですけど、これはまた用語集をごらんいただきましたら、一番いいのがAA類型で、2番目にA類型とあるんですけども、生では飲めないんですけども水浴には適している水質ということでございませう。

その次のページには、17年から20年のBODの平均値を示してございませうが、平均としては1.5という値を示し、比較的きれいということでございませう。

次に、河川の生物ではございませう。

河川の自然環境ということで、中流域と上流域に着目したんですけども、中流域については

岩が露出しているところが点在する区間で、瀬や淵、あるいは湛水域などが周辺の天然河岸と相まって変化に富む環境となっております。あるいは、周辺には大規模開発された宅地はありますが、竹林等の河畔林が残っていると。貴重種としましては、メダカ、アカザ、植物としてエドヒガン、これは桜の一種ですが、そういうものがございます。あるいは、塩川ではゲンジボタルが生息しております。

次のページが上流域でございますが、1つ目にはオオクチバス、これはブラックバスと呼ばれているものですが、外来種ということで我々にとってはあまり好ましくない魚が多く生息されております。それ以外にも野尻川では多数の魚種が確認されていたり、上流域では天然記念物のオオサンショウウオの生息が確認されております。その他については、記載のとおりでございます。

次のページに、もう少し詳しい植物、魚類・底生動物について、平成17年の調査なんですけども、そのときに発見されたものを示してございます。特に、赤色で示しているものが重要種、貴重種ということで、今後工事をするに当たってはこういうものに注意が必要というところでございます。

最後に、5番目としまして、地域の取り組みでございます。

河川愛護活動等ということで、流域内ではいろいろな団体に活動いただいております。ちょっと主なものを挙げてはいるんですけども、アドプト活動ということで、兵庫県が公共物と団体の参加者とで、いろいろ、清掃活動ですとか草刈り、植栽等の活動を行っていただいております。ここで挙げておりますのは、川西市の矢問エリアでやっていただいております「NPO法人川西再発見」、あるいは多田院で活動されております「エドヒガンを守る会」、あるいは猪名川町の北田原で活動されております「グリーンクラブ猪名川」、このようなアドプト活動をされている団体がございます。

あるいは、ボランティア活動をされているということで、「川西自然教室」、あるいは、きょうお越しいただいております「流域ネット猪名川」等が、この流域でいろんな活動をしていただいているところでございます。

以上、ちょっと雑駁な説明だったんですが、流域及び河川の概要ということで説明をさせていただきます。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、大部にわたりますが、皆様それぞれのご関心のところ、あるいはご専門ではないところでわかりにくかったこと等について、ご意見や、あるいはもうちょっと詳しく

ご説明いただけるなどのコメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

【委員】 計画に関しては大きなことではないんですけど、ここの今の現状説明をお聞きしまして、25ページの豪雨による被害ということで、昭和42年、写真がありますね。

「泥海と化した新興住宅街(川西市寺畑)」というふうに書いているんですけど、これは県のほうがつくられたんじゃないと思うんですけども、その次の26ページのほうの多田桜木1丁目の浸水状況ということで、これは地名をあらわしているのでもいいんですけど、25ページの川西市寺畑というのは地名をあらわしているんですかね。これ、多分、もしご存じでない方が見た場合に、地名をあらわしているものと認識するという気がするんですけどね。

この寺畑というところは1丁目、2丁目がありまして、全然浸水するような場所ではないんです。旧の176号線、ありますね。それと今、阪急電車、ありますね、山手のほう。その間の地域が寺畑1丁目、2丁目というんです。ここの新興住宅地というのは、多分、川の名前の寺畑前川。ここの距離はものすごい短いですが、あそこの寺畑前川というのはたしか1級河川だったと思うんですけど、そこはすごく低いところで、大雨が降るとすぐ冠水するんです。かなり今、底も全部きれいにされて、コンクリートにされて、だから今、大雨が降れば、いわゆる貯水池ですか、そういうふうなことでほとんど工事は終わっていると思うんですが、この寺畑前川という表現が、前川が抜けて寺畑になっているのかなと。あそこ、地名では南花屋敷というんです。それがちょっと気になったので、正しい認識をしてもらったほうがありがたいなと思ひまして言いましたけど。

【事務局】 ありがとうございます。

ちょっと適正に調べて訂正をさせていただきます。先ほど、おっしゃいました寺畑前川、説明の中で河川事業をやって比較的新しい、30ページのときに で寺畑前川、ご説明させていただいたんですが、おそらくこのエリアのことなのかもしれないです。調べさせて、また訂正をさせていただきます。ありがとうございました。

【委員長】 ありがとうございます。

今に関連しまして、29ページ以降で河川の概要をご説明いただいたんですが、2つ、総合治水対策特定河川事業とあって図等をあらわされているんですけど、主にはどんな工事をされたかといったことをご説明いただけますか。

【事務局】 33ページが猪名川の今現在、工事をやっています総合治水対策特定河川

事業でございます、銀橋の下流から多田大橋までということで、主に進めていましたのは、銀橋の少し上流からこんにやく橋までの間にかけての護岸工事をしてございます。この辺につきましては、ほぼ概成してございます。

それから、上流につきましては、御社橋から多田大橋の間の、この図でいきますと川の左側について築堤工事のための、川西篠山線という県道が並走しているんですけども、その道路のつけかえ工事を現在やっているところでございます。主に、この猪名川の本川の改修については以上でございます。

それと、一庫大路次川につきましては、36ページですが、これも区間としましては、下流は文殊橋の少し下流、西畦野から、上流は能勢電鉄があります一庫新橋の間に、黒で文殊橋、真ん中ら辺に多嘉橋、もう少し上にきぼうのかけ橋の東中橋、この橋梁についてはかけかえが終わっております、下流の文殊橋の少し上流、それと一番最上流の一庫新橋付近、この辺を除きまして護岸工事等を行いまして、概成しているところでございます。

以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

では、このあたりは、主には護岸工事に対応されているという理解でよろしいですかね。

【事務局】 はい。

【委員長】 ありがとうございます。

そのほかにご質問等、ございますか。

なければ、私のほうからもう1点、一番最初の5ページあたり、国管理、いわゆる国土交通省が管理されている直轄区間というものと、それから県が管理されている整備計画対象河川というものが示されているんですが、今回の懇談会ではこちらの青色の整備計画対象河川が対象になっていると理解しているんですが、直轄区間のほうの整備計画などについて、大きくは先ほどお示しいただきましたように、河川整備基本方針ということで淀川水系は全体でということがあるんですけども、神崎川あるいは猪名川下流の直轄区間の整備計画の状況についてご説明いただけませんかでしょうか。

【事務局】 計画の2本柱の1つである河川整備基本方針につきましては、おっしゃられましたように、平成19年に国土交通省におかれまして策定されております。それに引き続きまして、国が管理されています猪名川の本川等につきまして、淀川水系の河川整備計画というものも既に策定がなされております。現在は、兵庫県が管理しているところ、あるいは5ページの図で右側の上から猪名川上流ブロック(大阪府)あるいは真ん中ら辺

に猪名川下流ブロック（大阪府）、その右側に神崎川ブロック（大阪府）、その下に神崎川下流ブロック（大阪府）、こういうブロック分けをしまして、それぞれのブロックで今私もがつくろうとしている河川整備計画というものが、それぞれの管理者において策定されつつあるというところでございます。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございました。

そのほかにご質問等、ございますでしょうか。

私ばかり質問させていただいて申しわけないですが、少し自分が不案内なことをお伺いしたいと思ひまして、こちらは事務局にというよりは 委員にお伺いしたいんですけれども、内水面漁業の現状ということで43ページ、事務局のほうでご説明いただいたんですが、もう少し詳しくこのあたり、内水面漁業ということでアユ、ニジマスとあるんですけども、アユの放流をされているのかとか、あるいは観光の釣りというんですか、いわゆる釣り人とか、そのあたりのご説明をいただければと思うんですが。よろしく願ひします。

【委員】 アユの放流は、毎年やっているわけでございますけれども、今から20年ほど前からアユの放流は懐から金が出るだけで、アユで金が上がるということはほとんどなくなってしまって、アユの状況はそういう状況で、ここ数年たっても改善される見込みはほとんどございません。

それから、ニジマスでございますが、これは猪名川上流の北田原地区でございますけれども、ここでニジマスを年間10トンほど購入し、釣り客を誘致しているわけでございますが、この歴史は20年ぐらいになるんですかね。非常に成績がいいようでございます。

それから、フナとかコイとかいうのは自然にたくさんおりますので、あまり放流してないわけなんですけれども、放流義務を課せられた魚種でございます。これについては、藻川のほうでやるというようなことで、フナを魚種として入れているわけでございます。

それから、ウナギでございますが、これもほとんど猪名川上流、多田から、もちろん大路次川、猪名川上流にかけては、ウナギはほとんど育たなくなったわけでございます。その原因は、非常に住宅開発またはゴルフ場の開発、こういったことによって川に泥が流れ込んだというようなことで、ウナギのすむところが泥でふさがってしまったというような現状が今出ているんじゃないかなと。尼崎の藻川については、海のほうから遡上してくるというようなことで、ウナギの稚魚がたくさんおるというようなことで、それじゃ、一度

猪名川の上流へ持って行ってほしいということをお願いして放したことがあるわけでございます。その後、調べたわけでございますけれども、一匹もないというような状況でございました。これからいかにして河川環境をよくしていくかということが、我々にとって非常に大事な部分でございます。

以上でございます。

【委員長】 どうも詳しいご説明、ありがとうございます。大変よくわかりました。

そのほかにも、委員の皆様方、細かいことでも結構ですけれども。

お願いいたします。

【委員】 先ほどいろんな河川を工事されているということは、十分わかったんですけど、住宅開発そのものが、私自身は最明寺川にかかわっておるんですが、長尾山そのものをどんどん開発されてくると。雨が降れば一気に流れてくると。そういうようなことを今後、川も大事ですけど、やはり住宅開発そのものも考えていく必要があるのではないかなという、長尾山を見れば箱物ばかりできてきていると。そういったようなことも、住宅の開発ということも1つは目線に置く必要があるのではないかなという気はするんですが、いかがでしょうか。

【委員長】 事務局からコメントはありますか。

【事務局】 おっしゃるように、宅地開発が進んできているということで、先ほど人口ですとか市街化の状況もご説明させていただいたところなんですけど、そういうところで川だけではなくて、河川対策だけではなくて流域、あるいは被害軽減対策ということでもって総合的に対策を立てていかなければいけないのかなと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【委員長】 この懇談会の中で、どういう形で進めていかれるかは今後の議論ということになると思うんですけど、やはり市街地が増加すると雨水が一気に川に入ると。また、それが一気に海に流れていく、行けばいいときに行かずにあふれていってしまう、あるいは内水はん濫を引き起こすということはあって、私も神戸の都賀川とか、そういったことで少しかかわっているんですけど、やはり住宅地から流水というのが非常に多いというのは都賀川でも検証されている形なので、そのあたりにも注意を払って今後議論を進めさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

そのほかにはご意見、ご質問等、ございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

【委員】 ちょっとお聞きしたいんですけど、猪名川沿いに昔からある道標とか、ああいう石碑、記念碑があるんですけど、今、33ページの中で多田大橋と御社橋の間、多田大橋を少し下がった多田院二丁目と書いているのかな、この近辺に庚申塚があるんです、三日月に太陽が入った。あれがちょうど道端にあって、今、河川改修、あの道路がなくなりますよね。あれ、保存をお願いしてあるんですけど、どうしたらいいか云々の回答はまだ一つもないんです。ほうっておくと、あんなん、捨てられてしまいます。

というのは、ちょうど銀橋から下に水害の記念碑があるんです。明治13年に川西の下まで一帯、浸かってしまって、多田大橋から下にかけて、軍隊が1年ほどかかって岩を片っ端から爆破したんです。その記念碑が建っているんですけど、その保存も銀橋とあの道路を改修されるときをお願いしてたんです。オーケーはいただいたんですけどね、倒されるのは見とったんですけど、道路ができ上がってしもうて、ふっと気がついて建ってないと見に行ったら、その記念碑、捨てられる寸前でして、コールタールなんか詰まってしまって。それで、池田ではだめなので、大阪まで行きましたら、また台座が残ってたということで記念碑を建てていただいたんですけど。あれもあの辺一帯の村が皆、洪水で浸かって、川西のこの近辺まで浸かったらしいですわ、水害で。

そういうこともありますので、それだけお願いしたいんです。水害の記念碑、あれ、2、3日遅かったらなかったはずなんです。トラックに積まれる寸前でした。立派なものですよ、いま建っていますけどね。記念碑だけでも2メートルぐらいありますし、台座を込めたら3メートルぐらいあります。それだけちょっとお願いしときます。今の庚申塚だけ。70～80センチですか、高さ。ちょうど道端に建っていますけど。

【委員長】 どうもありがとうございます。事務局からコメントは。

【事務局】 庚申塚の件につきましては、過年度からお話を伺っておりまして、まだちょっとどういうふうにしようというのは決まってないところですけども、委員のご意見をいただきながら保存に向けて検討はしていくと思っていますので、よろしく願いいたします。

【委員】 私どもは移転先、今探してますねん、どこで保存するかということで。当分の間、地蔵さんの横へ持っていこうとかかね。あれ、3遍動いているんです。前の多田大橋のふもとにあったんです。橋、できるためにちょこちょこと、今3遍目ですもん、あれ。3遍目、ついとる、あれは動かしたらいかんと言われて。

【委員長】 そういった歴史的な遺構とか碑とか塚というのは大事にしていけないとい

けないですし、私たちもそうなんですけれども、そういったものを皆様がちゃんと管理している文化というのも非常にこれからも引き継いでいかなければいけないなと私自身も思っています。どうも貴重なご意見ありがとうございました。

そのほかに。

お願いします。

【委員】 済みません。51ページを見ているんですけども、自然環境の、その前に中流域、上流域ということで分けてあるんですけど、植物という部分のところは、これはどちらかといえば上流域のことなんですかね。

【事務局】 これは、上流、中流は区別なく、流域の本川並びに支川で平成17年に調べました、そのときに確認された種類でございます。ですので、ここでは上流域とか中流域とか、そういう分け方はしてございません。すべて含んでいるところでございます。

【委員】 そしたら、重要種3種という、フサナキリスゲというのとユキヤナギとかエドヒガンとかいうのは中流域、結構見かけますけど、下では見かけないですよ。それで、重要種というのは今まであったものがなくなってきているということだと思えるんですけども、何か下流域での重要種というのはいないんですか。

【事務局】 下流域というのが、49ページの右側に示しています緑の枠、ここでは便宜上、この辺を中流域と、勝手にといったらあれですけども、つけさせていただいて、それから下は下流域なんですけども、今回検討しようとしているところが、猪名川の本川は前川の合流点から上流、あるいは、それから下流については支川ということで、下流域については主に国が管理されているところなので、あえてここでは触れてないだけでございます。おっしゃるようなことでございます。

【委員】 最初のほうの植生という部分は、流域全体で見えていて、草本類についてはあまり書いてないかなと思うんですけど、ヨシクラスという形で、猪名川はすごいヨシがべったりはびこっているのかなと、ちょっとそんなふうにしてなかったんですけども。後ろのほうの自然環境というのは、今回の整備計画の中でということで考えていけばよろしいですかね。

【事務局】 整備計画、これもこれからのお話なんですけども、対象としていますが猪名川本川と支川、合わせて18河川でございますとお話をさせていただきました。これからつくるのが今後20年から30年にかけて整備をしていくところということで、すべて18河川を何かしていこうと思ったら、20年、30年で、もしくはかかる費用もござい

ますし、すべてできることではないと思われまので、何かしら今後、今の現状を踏まえて、何が課題で、その課題はどこから解決していったらいいのかと、そういう優先順位をつけてやっていく中で、その優先順位をつけてやるところにどんな例えば植物があるのか、生物が生息しているのか、貴重種がいるのかということも踏まえながら、計画づくりに反映していけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。

そのほかにご意見等、ございますでしょうか。

お願いします。

【委員】 24ページですけど、猪名川の河川の、猪名川の被害の状況というところで、今までの水害での。それで、ちょっと気になるといいますか、言葉の意味なんですけども、まず上の緑のところ「流域平均最大日雨量」となっています。それから、次の右側が「流域平均最大1時間雨量」となっています。これはどういうことなんでしょうか。これは小戸、戸の内になんてなっていますけども、例えば1日平均で、1日で173ミリとか、そういうことですか。この地点でそういうふうに解釈したらよろしい？

【事務局】 まず、左側の流域平均最大日雨量でございますが、これはおっしゃるとおり、小戸なり戸の内での観測した24時間の雨量でございます。右側の流域平均最大……。

【委員長】 済みません。多分24時間というのは間違いで、日です。0時から23時59分まで。

【事務局】 失礼しました。日界というので、定められた期間の24時間分ということの雨量でございます。右側の流域平均最大1時間雨量というのは、その中の一番多く降った1時間の小戸なり戸の内での雨量。

【委員長】 ご質問の趣旨は、多分、流域平均という言葉ではないかなと思うんですが。

【事務局】 済みません。ちょっと補足させていただきます。河川計画室のと申します。

流域平均という言葉、それから日最大、1時間最大という、この3つの観点で説明させていただきますと、まず流域平均と書いていますのは、例えば小戸の昭和13年ですと173ミリとありますけども、これは小戸地点より上流の流域に降った雨の、今説明しました、これは多分明治ですので9時から9時の雨が日雨量というので観測されているんですけど、その何地点か観測地点が小戸上流にあると思うんですが、それをそれぞれの観測点の影響範囲の雨量を案分しまして、流域平均雨量というのを出します。その、今言った

日平均、日雨量の平均値、これが小戸地点の流域最大平均日雨量になります。

昭和13年は戸の内はないんですけど、例えば28年の戸の内ですと、今の小戸でしたら、小戸上流では最大日雨量というのは流域平均で176ミリなんですけど、それを戸の内の地点で流域平均を見ると140ミリになるということで、これを見ると小戸のほうが上流にありますので、上流のほうではたくさん雨が降っていますが、戸の内から上流で見ると下流域が入ってきますので、そこはちょっと雨が少ないので、平均すると雨が小さくなっているというような見方ができます。

それから、同じようなことを1時間の雨量で見ているのが、その横の流域平均最大1時間雨量ということになります。

【委員長】 よろしいでしょうか。

【委員】 ということは、1カ所での、例えば小戸なり、川西でしたら消防本部とか一庫の管理事務所、ありますね。そこで多分雨量を計測していると思うんですけど、そこで1時間最大雨量という意味ではないですね。

【委員長】 ではないです。

【委員】 何か、ちょっと見ましたら、すべて低く出ているなと思いました。

【委員長】 そうですね。

【委員】 実際、私の記憶では、割合そういうふうな、子供のときから空き缶出して、ひっくり返して見ていましたから、雨量なんか。幾つかの災害を見たら、これ、えらく自分が計測したより随分少ないなという印象を持ったわけです。そういうことなんですね。だから、つまり流域全体にならしたらこれぐらいになるという意味ですね。わかりました。

それと、もう1つあるんですけども、例えばこの被害状況です。気になっているのが、昭和58年9月24日から28日、特に9月28日だったと思いますけども、台風10号です。これの被害ですけども、浸水が何ぼになっていますかね。床下浸水が82戸、床上浸水が2戸になっていますけども、うちの地区だけでも40～50戸の床上浸水がありました。うちの地区だけで、矢間ですけど、100戸ぐらい浸水がありました、床下・床上、合わせて。当時、消防団員でしたので、大体どの家が、どの辺がどれぐらい浸かったというのは全部わかっております。これ、明らかな間違いだと思うんですけど、もっと被害は大きかったです。浸水面積自体も、こんなものじゃないと思います。

【委員長】 先ほどご説明の中でも、58年の浸水が26ページにある中で、これで2棟かなというようなこととお話しいただいていたので、そのあたりは統計の資料からとい

うことなのかもしれないです。

【事務局】 この資料は、済みません、水害統計という一応オープンにされた資料なんですけども、おっしゃることで、平成16年もしかりなんですけど、関係します市町に資料を収集しまして、ここの数字については精査をさせていただいて、次回以降、また改めてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】 よろしく願いいたします。

【委員】 私がしゃべると石の話ばかりになるんですけど、多田の赤橋から大橋の間に、いわゆるこんにやく橋が2つあるんです。1つは石だけ残って、いま一つは板は外していますけど2つあるんです。あの石、穴をあけたり何かして加工はしてあるんですけど、河川改修のとき、ああいう石は保存、どこかで置いていただけないですか。いわゆる板橋で、基礎です、猪名川を横断して。

【事務局】 今はないです。何年か前まであった橋……。

【委員】 いや、今でもあります。今は人が渡ったらだめだからということで、板は外していますけどね。あれ、やっぱり何百年ある石ですから。

【事務局】 調査させていただいて……。

【委員】 まだロープなんかくくってますわ。板は外してますけど、わかります。ちょうど前がパチンコ屋かな、ゲームセンターとかありますけどね。まだずっと守りしとる者がおりますので。

【事務局】 済みません。調査をさせていただきます。

【委員】 それと、24ページが、被害の状況で昭和42年、最明寺川云々と書いてあるんですけど、これ、床上浸水0と書いてあるのは、どういうことですか。これ、42年といったら、最明寺川というのは決壊しまして、あの辺一帯が床上どころやないんです、浸水して。自衛隊が初めて出動しまして、日本で災害出動したのが、あれが最初や思います。私ら、1週間、10日ほど自衛隊員と一緒に作業をやりまして、決壊したところは宝塚市で、宝塚市が一人も応援がなくて、終わって気がついて、宝塚へ消防団幹部でその旨今後の事で話し合いに行きました。

それで、それはいいんですけど、これ、床上浸水0というのは、どういうことかなと思って。それば、20軒、30軒どころやないです。最明寺川、ご存じのように天井川ですので、あれと176号線の間が、全部水没したんです。

【事務局】 ちょうど宝塚市と川西市の市境ぐらいも含めて、この辺、決壊ということ

を聞いております。浸水戸数につきましては、申しわけございませんが、もう少し調べさせていただいて、2回目以降、報告をさせていただきます。もしかしたらきちとした数字が出ないかもしれませんが、調べさせていただきます。

【委員】 別に何棟がどうのということではなく、ただ、0となっているから、どういうわけかなと思っただけで。

【事務局】 わかりました。申しわけございません。

【委員】 42年当時やったら東洋製罐の裏のどこなんかは全部田んぼでしたね。ほんで、南花屋敷のほうの桃源荘のところ、あの辺だけはあったと思うんです。だから、0ではないのは間違いないと思います。桃源荘のところ、栄根2丁目のほうも全部、水があふれたというのは聞いていますので、だから0ではないと思います、確かに。

【委員】 当時の市長は、どろどろの長靴履いて自衛隊に行きました。伊藤さん、言ったらって来るわけがないって言ったら、来るというので、やっぱり陸軍大尉は偉いな、言うてました。あれ、初出勤やと思いますよ、自衛隊出てきたのは。

【委員長】 どうもありがとうございます。

この24ページの被害の状況については、もう少し精査していただくということで次回以降の事務局の宿題にさせていただきたいと思います。

そのほかに。

お願いします。

【委員】 河川は、確かに一番大きな目的は治水といいですか、災害に対して耐え得るものでないといかと思うんですけれども、どの程度が一番適しているのかなと思うことがありまして。というのは、この前の東北の地震があったときに、何か聞くところによりますと、この堤防はかなり強固なものであったということで、それでも勝てない水害といえますか、津波が来たと。

それからすれば、もっと大きいものが必要だったのかなとも思いますし、ああいうものって何もなければ、あれほどむだなものはないというような非難にさらされるんじゃないかなと。ちょうど地震が起きる前に大阪府の橋下さんなんかは、たしか100年確率から30年確率ぐらいに変えて、ダムをもうちょっとグレードダウンさせて河川でということになったんですけど、そのことで仮にまた災害が起きたら、「いや、済みませんでした」ではとても済まないんじゃないかなとちょっと思ったものですから。

やはり今後、ああいう突発的なこと、とにかく最近ではゲリラ豪雨とかいうのもあちこ

ちで言葉として聞くんですけど、そういうものに対しても対処していくような防災機能を持った河川という方向に進みつつあるのか、ある程度、これくらいだったら大丈夫だろうとかというような範囲で進んでいるのかといたら、どういう方向性なのかちょっと教えてもらえたらと思ひまして。

【委員長】 私の方からでいいですか。

ゲリラ豪雨そのものについては、昨今増えていると。それは市街化によってとか、いろいろ言われているんです。増えているというか、ゲリラ豪雨で短期的に 短期的にといいは短い時間で、あっという間に水位が上がってしまうと。あるいは、低平地、低い土地が、いわゆる内水というんですけども、そこに降った雨をさばき切れずに、そこでぐっと50センチとか水位が上がってしまうということはあるんですが、そちらについては実際には雨の量、流域に降る量としては、いわゆる流域平均雨量と先ほど言われましたが、ああいう値に直すとそれほど大きくない形なんです。なので、被害も非常に短い時間で突発的に起こって、ある時間が過ぎてしまうと引いてしまうと。

ただ、水はある程度つきますから、そこには被害はあるということで、そういう短い時間の被害というものと、それから台風なんかのように非常にまとまった雨を流域全体に降らせるというものがあって、そちらのほうはほんとうにきちんと河川改修等で対応しないといけないと。そういう2つの側面があるものですから、それらについては、ここでは主に後者のほうのたくさん雨をもたらすような、川がちゃんと機能してということが議論の対象になるんだと思うんですが、懇談会の中では附則とか、いろんな意見を言うことができますから、ゲリラ豪雨対策についても、特にゲリラ豪雨というのは住宅地が、あるいは市街地が大きく悪さをするというか、市街地があることによって被害が拡大する傾向があるものですから、ここで議論するのにちょうどいい題材でもありますので、そういったこともきちんと意見を入れさせていただければなと思ひます。

そんなことで、事務局の方からは何かコメントありますか。

【事務局】 委員長、おっしゃることで進めていきたいと思ひます。ただ、先ほど100年確率とか、いろいろお話がございましたけど、まずは河川整備基本方針で大きな流れが決められていまして、その中で今後20年から30年でやる計画ということで、その計画ができたなら次のステップ、またその計画ができれば次のステップということで、徐々に改修の規模を上げていくということでございますので、いきなりハイレベルなところまでできないということで、徐々に刻みながらということになるかと思ひますので、よろ

しくお願いいたします。

【委員長】 申し上げるのを忘れたんですが、いわゆる淀川流域全体の方針というのがあるものですから、その中で、ここではどうすると。対応できることと、できずに、住民にはあらかじめ知っておいてもらって、ここにはあまり家を建てないほうがいいとか、建ててしまっているところはあらかじめ逃げるだとか、そういったことも附則していければなと思います。

【事務局】 若干補足、追加ですけども、整備計画の中で計画の規模を設定して、どういう設定をするかというのはこれからご説明させていただいて、ご意見も聞きながら進めさせていただきたいと思います。 計画の規模を設定するということは、それを越える、今回の震災も同じような内容やと思うんですけど、計画を越える自然現象というのは必ずありますので、それも踏まえてハードとソフトと、両面で被害を軽減していく必要があると思います。現在の気候変動で雨の降り方が、非常に荒々しくなっている最近の降り方を見ると、ハードには限界がありますので、ハードとソフトで被害を軽減するというふうになっていく、そういう計画をつくっていく必要があると思っております。

【委員長】 どうもありがとうございました。

そのほかにご意見。

お願いいたします。

【委員】 47ページの水質のところなんですけれども、国管理区間の水質のデータというのはよく見る機会があって、原因が何かというのも大体理解できているんですけど、県管理区間の水質ってもっといいのかなと思っていたんですけど、何か軍行橋、呉服橋に比べてほとんど超えているという部分では、それは何かもう原因はわかっているんですか。

【事務局】 済みません。原因までは追求ができておりません。過年度の結果をちょっとまだお示ししたに至っているところでございます。

【委員長】 じゃ、これについては考えていくということで進めさせていただきたいと思います。

そのほかにご質問等、ございませんでしょうか。よろしいですか。

お願いいたします。

【委員】 環境のほうでいいますと、一庫大路次川の自然環境を支配するのは、ほとんど一庫ダムからの放水の仕方に依存します。そうすると、環境のことを一庫大路次川で考

えるときには、川の形云々よりも一庫ダムでどういうふうに水を放流するのか、濁水のと
き水を流さない。あるいは、そういうことであれば、当然幾らいい川づくりをして外来種
を駆除しても効果はペアですので、そうなると国ですか、あるいは水機構ですか、こちら
のほうでいわゆる放水の仕方として環境対策等、幾つかされていると聞きますので、ぜひ
この部分、会議の中で次回以降、紹介していただくか、あるいは、これは整備計画のどこ
に位置づけられるんですかね。県の中に入るのか、あるいは水機構が独自に放水の計画を
持つのか。このあたり、どこが掌握するところなのか、ちょっとそれをお聞かせいただい
ればと思います。

【委員長】 一庫ダムの放水ルールですね。

【委員】 そうですね。特に一庫ダムの下流側に置き砂をすとかいうこと、これは県
管理区間に砂を置かれているわけですから、一体だれが掌握して、どう対処していくのか。
あるいは、将来計画の中にそういうことはあまり気にしないというのか、そのあたりを教
えていただければと思います。

【事務局】 一庫ダムの少し下流の、先ほど申しました一庫新橋の少し上流のところ
で県管理区間と直轄管理区間が分かれるんですが、おっしゃられた放流の対策というもの
については、一庫ダムのほうの計画なりを把握させていただいて、河川整備計画のどこに
位置づけられるか、どこに書くことができるかも含めて検討させていただきたいと思いま
す。

【委員】 県のこの会議で注文を出したら、一庫ダムのほうでは対応していただけるも
のなのか。きょうは国交省の方、来られているから、それは猪名川の事務所はどう考え
ればいいか、お聞かせいただければ。国交省の方、来られていますよね。

【事務局】 猪名川河川事務所の でございます。どうぞよろしく願いいたします。

先ほどダムの放流の調整ということでご質問があったんですが、ダムの放流につきまし
ては、法律での手続というのはもちろんなんですが、やはり河川の下流の改修の状況に合
わせてダムの効果が発現できるような、そういった放流量を定めて現在も運用している
ところなんです。ですので、下流の改修だとか、そういったものに合わせた段階的な放流
の変更だとかというのはあるかと思いますが、現在、国のほうで目標としています整備計
画の中でも一定、一庫ダムの放流量というものについては決めているところです。そこ
に一遍に放流量を変えるのか、段階的に変えるのかというのは、具体的には定まってい
るところではございません。

【委員】 次回以降で構いませんので、環境配慮事業をされていると聞いていますので、

ぜひ紹介して盛り込んでいただければと思います。その改修、一庫大路次川で実際に県がやることになりますから、それと整合がつくような形で進めたいと思いますので、ぜひ紹介のほうだけでも次回以降、よろしく願いいたします。

【事務局】 わかりました。

【委員長】 では、一庫ダムについてはそのように、また事務局の1つの宿題ということで、次回以降ご紹介いただくというふうをお願いいたします。

そのほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

【委員】 一庫ダム、フラッシュ放流というのを年に何回かやられていて、勉強会が毎年あって、そこでも住民の意見を聞いて何か反映するということはおっしゃっているのですが、これがいいという方法があればぜひ提案したらいいんじゃないかなと思います。上のほうでは、結局今、河川の河床がかたくなっていて魚の卵が産みにくいか、何かそういうがあるので、上流域では試験的に、小さな川ですのでブルドーザーを入れるという、ほかの大きな河川ではよくブルドーザーとか入れて河床を動かしたりされていますけども、上を耕すというような形もやっていらっしゃるし、そういうようなことをここで聞いてきていただいて皆さんに知っていただいて、外来種対策もやられていますので、それも何かすごいおもしろい方法でやっていらっしゃるの、よろしく願いします。皆さんに知っていただくことが何か理解につながるのではないかと思いますので。

【委員長】 ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、流域及び河川の概要について、さらに質問とかご意見がありましたら後日、事務局のほうにお寄せいただくということで、きょうの場はここまでにさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

それから、私、1点忘れていたんですが、議事の4に入る前に、先ほど要綱を読んだら、不在のときのあらかじめ指名する委員というものを指名しておかないといけないということで要綱に書かれていますので、それについては三橋委員に私が不在のときには職務代行ということでお願いしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 それでは、お認めいただきました。ありがとうございます。

以上で、議事5課題、すべて終わったというふうに理解しております。では、マイクを事務局にお戻しさせていただければと思いますが、よろしいですか。

【事務局】 委員長、ありがとうございました。それから、委員の皆さん、貴重なご意見、たくさんいただきましてありがとうございました。次回までに宿題のほう、整理してお示ししたいと思います。

それでは、次第の5、その他ということで、事務局のほうから連絡事項を申し上げます。

【事務局】 では、その他ということで、ご説明をさせていただきます。座って説明をいたします。

その他としましては、2回目以降の懇談会のご予定でございます。先ほど資料-4で説明させていただきましたが、第2回目を6月ごろに開催したいと考えてございます。内容につきましては、現地視察及び現状の説明でございます。また、開催日につきましては、1カ月前ごろをめぐりに日程調整をさせていただきたいと思っております。

ただ、皆様、委員の方で改選時期を迎えられているとかいうことを既にお伺いしております。そこにつきましては、新たな方にかわられたら私どもでご説明に上がりますとともに、皆様におかれましても少し引き継ぎのほうをお話ししていただければ幸いです。

それと、本日の議事録並びに議事骨子を私ども事務局のほうで作成いたします。その作成しました議事録並びに議事骨子につきまして、委員の皆様にご確認いただいた後、ホームページ等にアップさせていただきたいと思っておりますので、その節はよろしく願います。

以上でございます。

【事務局】 今申しました議事録の確認、まず我々のほうで内容をチェックしてから委員の皆さんに見ていただきますので、おおむね10日から2週間ぐらい時間をいただくことになるかもわかりませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、これで第1回の懇談会を終了いたします。委員の皆様、長時間ありがとうございました。

了